

(別紙1)

社外役員の独立性基準

当社は社外役員の選任にあたっては、(株)東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断しております。

1. 当社を取引先とする者で、当社との取引額がその者の連結売上高の 2%を超える者又はその業務執行者
2. 当社の取引先で当社との取引額が当社の連結売上高の 2%を超える取引先又はその業務執行者
3. 当社の主要な借入先(借入額が当社連結総資産の 2%を超える場合)の業務執行者
4. コンサルタント、公認会計士、弁護士等として、当社より役員報酬以外に 1 事業年度当たり 1,000 万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
5. 当社の会計監査人の代表社員又は社員等
6. 当社の主要な株主(10%以上の議決権を保有する者)又はその業務執行者
7. 当社より直近事業年度において 1,000 万円を超える寄附又は助成を受けている組織の業務執行者
8. 当社の社外役員としての在任期間が通算で 10 年を超える者

※過去 3 年間のいずれかの時点において、上記 1~7 のいずれかに該当していた者